

南砺市業務継続計画【風水害編】概要版

【本計画の目的】

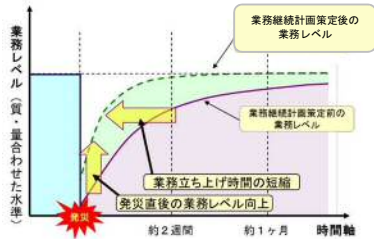
災害が発生した際、市は「市民の生命、身体及び財産を守る」ことを第一に、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策を行う責務を担っている。

本市が、大規模災害による影響により利用できる資源（ヒト、モノ、情報、ライフライン等）が制約を受ける状況において、災害応急対策業務や継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務継続に必要な資源の確保・配分や、業務開始目標時間を定める等の必要な措置を検討し、大規模災害発生時にも適切かつ迅速な業務執行するための事前対策として、「南砺市業務継続計画【風水害編】」を策定する。

【業務継続計画の効果】

非常時優先業務を明確にし、非常時の執行体制を定めておくことで、発災直後に余儀なくされる行政サービスの質の低下を最小限に防ぎ、速やかに応急対策業務に着手することが可能となる。また、発災直後の業務レベルの向上、業務立ち上げ時間の短縮によって、サービスの質の回復を短時間で効率よく達成することができる。

また、平常時から、発災時の課題を整理し対応を検討する運用を行うことで、市の防災力の強化につながる。その結果、災害時の市民生活への影響を抑えることが可能となる。



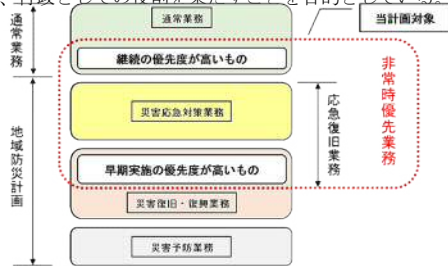
業務継続計画の策定に伴う効果の模式図

〔内閣府 大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き〕 ※一部修正

【非常時優先業務】

風水害時における本市の災害対応は、本市地域防災計画「風水害編」に定められている。風水害編は「災害予防対策」「災害応急対策」「災害復旧対策」によって構成されており、災害発生時から対応する段階ごとに行う業務を規定している。応急対策として行う業務を「応急対策業務」という。

本計画は、この「応急対策業務」に、各班において継続が必要であるとされる「優先度の高い通常業務」を合わせて「非常時優先業務」として集約し、市自らも被災する状況下で、行政としての役割を果たすことを目的としている。



非常時優先業務のイメージ

1 南砺市業務継続計画に係る基本事項

	市地域防災計画	市業務継続計画（風水害編）
計画の位置づけ	地方公共団体が、発災時または事前実施すべき災害対策に係る事項や役割分担等を規定する、総合的かつ基本的な計画	災害対応業務及び通常業務の継続・早期再開を目的とし地域防災計画を補完する計画
計画の趣旨	発災時または事前に取り組むべき災害対策に係る事項や役割分担等を規定する	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする
実施主体	市、防災関係機関、事業者、市民等	市
記載内容	必要な対策・業務を網羅的に記載	絞り込んだ非常時優先業務について記載
対象業務	予防業務 応急対策業務 復旧・復興業務	応急対策業務 早期に実施する必要がある復旧業務（例・道路・橋梁・上下水道等） 優先度の高い通常業務
計画発動期間	予防段階から応急対策、復興期まで	警戒段階から災害応急対策がおおむね完了したとする期間

【基本方針】

- ①大規模災害から市民の生命・身体・財産を守ることを最優先する
- ②市民の生活や経済活動への影響を最小限にとどめ、早期復旧に努める
- ③業務継続のために必要な体制をとり、限られた資源を確保し、最大限に有効活用する

【本部長の代行順位】

職位	代替者（第1順位）	代替者（第2順位）	代替者（第3順位）
本部長	副市長	教育長	市長政策部長

【災害対策本部設置場所】

福野庁舎 ※代替庁舎：福光庁舎

【業務継続計画（風水害編）の発動基準と解除】

自動発動／第3非常配備体制に移行したときに、本計画を自動発動する
本部長宣言発動／被害状況に応じ、災害対策本部長宣言によって本計画を発動する

解除／安定的な業務継続が可能となり、災害応急対策がおおむね完了したと認められた時に、本計画の終結を宣言する

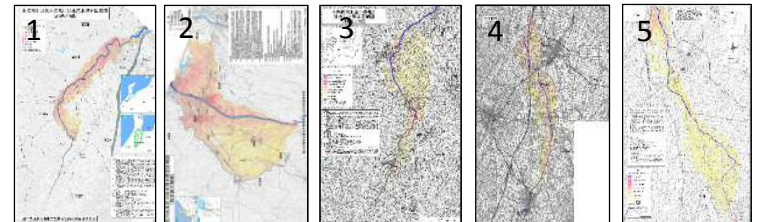
2 被害想定

●想定する災害:本業務継続計画で想定する災害は、九州北部豪雨(平成29年7月)及び南砺市豪雨(平成20年7月)とする。本市の想定すべき豪雨災害が、過去の被災経験上になくことから、平成29年九州北部豪雨における大分県日田市の被害状況を掲載し平成20年南砺市豪雨の被害状況を下記のとおり比較する。(面積、人口及び地形が南砺市と類似していることから大分県日田市を選定)

被害種別	単位	大分県日田市 (H29九州北部豪雨)	南砺市 (南砺市豪雨)
人的被害	死者	人	3
	行方不明	人	-
	負傷者	人	1
	重傷者 軽傷者	人	3
住家被害	全壊	棟	46
	半壊	棟	271
	一部破損	棟	-
	床上浸水	棟	150
	床下浸水	棟	828
非住家被害	棟	581	243
避難者数(最大)	世帯数	世帯	449
	人数	人	1,129
住民の孤立(最大)	地区数	地区	2
	世帯数	世帯	-
	人数	人	約545

九州北部豪雨における大分県日田市の被害の概要(H30年3月30日現在)

- 【人的被害】死者3人 負傷者4人
- 【住家被害】1,295棟(全壊46棟、大規模半壊31棟、半壊240棟、床上浸水150棟、床下浸水828棟)
- 【非住家被害】581棟(全壊41棟、半壊45棟、床上浸水339棟、床下浸水156棟)
- 【その他の被害】4,122件(道路244件、河川770件、土砂災害125件、農林水産被害2,809件など、被害総額238億4,000万円)
- 【避難者数(最大)】449世帯 1,129人(7月5日23時時点、自主避難含む)
- 【その他】JR久大本線の花月川橋梁が流出(日田駅～岡岡駅間が不通)
- JR日田彦山線の線路が流出(日田駅～添田駅間が不通)



1 南砺市に影響を及ぼす小矢部川の洪水浸水想定区域(全域) 2 南砺市に影響を及ぼす庄川の洪水浸水想定区域(全域) 3 南砺市に影響を及ぼす小矢部川の洪水浸水想定区域 4 南砺市に影響を及ぼす山田川の洪水浸水想定区域 5 南砺市に影響を及ぼす旅川の洪水浸水想定区域

3 非常時優先業務

【目標時間の設定】

●非常時優先業務の選定の目安

着手時期	選定の目安	業務項目	代表的な業務例	着手時期	選定の目安	業務項目	代表的な業務例
事前行動～ 3時間以内	・事前に着手しなければ、市民の生命・生活及び財産、また社会経済活動維持に重大な影響を及ぼす業務	●緊急活動 ●気象予報、警報及び山川情報の取集 ●情報の整理、分析及び報告 ●住民、報道機関等への連絡 ●避難体制の確立 ●被災状況の把握 ●救助、救出の開始 ●避難所の確保	・危険区域等の監視活動 ・気象台、国気象、県等と情報共有、助言の提供 ・災害対策本部の設置及び運営 ・避難場所、指示等の発令、伝達 ・通行規制 ・所管施設の管理保全及び被害調査・報告 ・救助体制の確立 ●被災状況の把握 ●救助、救出の開始 ●避難所の確保	1日以内	速くとも発災後3日以内に着手しないと、市民の生命・生活及び財産、また社会経済活動維持に重大な影響を及ぼす業務	●被災者への支援の開始 ●他の業務の調整 ●行政機能の回復 ●災害対応関係業務 ●被災者支援業務 ●被災者生活支援業務 ●自治と連携・調整	・自治体防災職員の見守り及び配置計画 ・避難生活の確保 ・下水道施設の確保 ・心のケア ・文化財の災害被害調査及び復旧対策 ・農作物、家畜の伝染病予防、防疫 ・住民数、戸籍簿(抄)本、所得証明等各種証明発行や手続きなどのバックアップ体制
				1週間以内	速くとも発災後1週間以内に着手しないと、市民の生命・生活及び財産、または社会経済活動維持に重大な影響を及ぼす業務	●即日・復旧に係る業務の本格化 ●各種支援の展開 ●被災者生活支援業務	・災害被害物の受け入れ ・保管施設の確保及び搬送 ・住宅の応急修理
1日以内	速くとも発災後1日以内に着手しないと、市民の生命・生活及び財産、また社会経済活動維持に重大な影響を及ぼす業務	●緊急活動(救助・救助以外)の開始 ●避難生活支援業務の開始 ●重大な行事の中止 ●応援の受け入れ準備	・職員の動員、配属 ・応援要請 ・水道、ガス施設の復旧及び下水道施設の点検、緊急修理 ・給水対策 ・行方不明者の捜索 ・遺体の取扱 ・情報システムの運営管理 ・食料、日用品等生活必需品の調達 ・仮設トイレの設置 ・福祉避難所の受け入れ体制の確保 ・ガレキ、災害廃棄物対策 ・感染症対策 ・災害ボランティアの派遣要請	1ヶ月以内	発災後1ヶ月程度は着手しなくても、市民の生命・生活及び財産、または社会経済活動維持への影響が小さいと見込まれる業務	●他の行政機能の回復 ●被災者生活支援業務	・災害用貯金、見舞金、災害補助金 ・特定感染症の検査 ・応急復旧住宅の入居 ・農林業及び加工業対策 ・被災農林業者に対する資金の融資

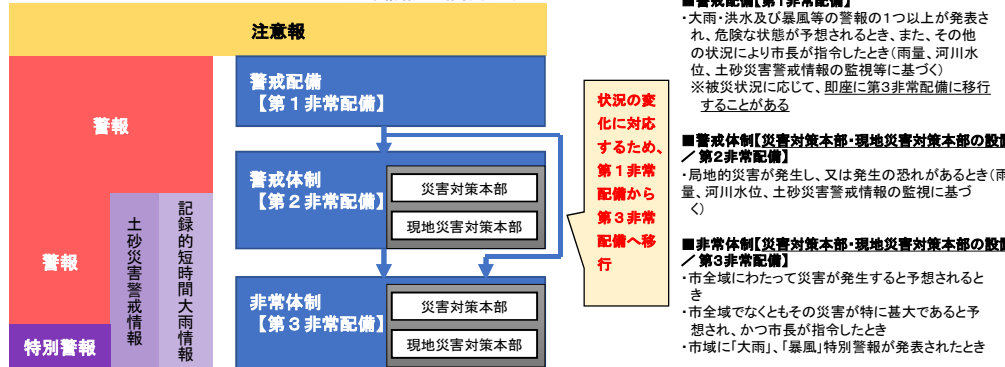
災害を優先する段階から、発災直後に資源の不足などにより混乱する期間から、応急対応期を経て徐々に復旧し、概ね通常体制への移行に向けた目途が立つまでの期間をおおむね1ヶ月と想定し、発災から1ヶ月間に優先的に実施すべき業務(開始すべき業務)を「非常時優先業務」の対象時期としている

【非常時優先業務数】

部 名	非常時優先業務		業務数 (災害時+通常時)
	災害時(地震共通+風水害)	通常時(継続)/通常事務業務総数	
市長政策部 (5課1室1事務局)	40 (37+3)	42/173	40+42
市民協働部 (8行政センター、4課)	129 (129+0)	87/344	129+87
ブランド戦略部 (4課1室1事務局)	19 (8+11)	6/138	19+6
ふるさと整備部 (3課)	40 (35+5)	20/198	40+20
議会事務局 (1事務局)	0	11/34	11
教育部 (3課)	12 (12+0)	24/178	12+24
地域包括医療ケア部 (4課)	63 (63+0)	28/183	63+28
各課共通	10 (10+0)	0	10
合計	313 (294+19)	218/1,248	531

4 業務継続のための執行体制

気象情報と配備体制の流れ



■警戒配備【第1非常配備】

・大雨・洪水及び暴風等の警報の1つ以上が発表され、危険な状態が予想されるとき、また、その他の状況により市長が指令したとき(雨量、河川水位、土砂災害警戒情報の監視等に基づく)
※被災状況に応じて、即座に第3非常配備に移行することがある

■警戒体制【災害対策本部・現地災害対策本部の設置/第2非常配備】

・局地的災害が発生し、又は発生の恐れがあるとき(雨量、河川水位、土砂災害警戒情報の監視に基づく)

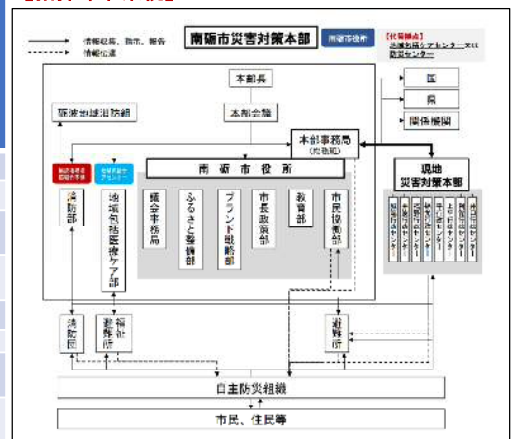
■非常体制【災害対策本部・現地災害対策本部の設置/第3非常配備】

・市全域にわたって災害が発生すると予想されるとき
・市全域でなくともその災害が特に甚大であると予想され、かつ市長が指令したとき
・市域に「大雨」、「暴風」特別警報が発表されたとき

部別・職員居住地域一覽(平成30年4月現在)

部 名	職員数 (人)	平野部 (福野・福光・城端・井波・井口)	山間部 (利賀・平・上平)	市外近隣 (砺波・小矢部)	市外 (その他)
市長政策部	52	41	6	3	2
市民協働部	126	75	33	11	7
ブランド戦略部	45	31	8	5	1
ふるさと整備部	54	44	4	3	3
議会事務局	6	5	1	0	0
教育部	38	34	2	1	1
地域包括医療ケア部	56	41	4	6	5
合計(人)(割合)	377	271(71.9%)	58(15.4%)	29(7.7%)	19(5.0%)

【指揮命令系統】



5 本部の役割

災害が発生した際、市自らも被災した状況下で、「市民の生命、身体及び財産を守る」責務を果たすために、応急復旧業務と優先度の高い通常業務からなる非常時優先業務を遂行することが災害対策本部の役割である。

- 準備したものでなければ機能しない(普段やっていないことと災害時にも行えない)
- 慌わしきときは行動せよ
- 最悪事態を想定して行動せよ
- 「空振り」は許されるが、「見逃し」は許されない
- 慌えるものは何でも使う

6 業務継続のための執務環境

【庁舎構造の概要】

災害時の本市業務は、4庁舎(福野、井波、城端、福光)及び8行政センターの内の4行政センター(平、上平、利賀、井口)の庁舎において行う。

Is値：建物の耐震性能を表す指標。「Is値≥0.6」を満たした建物は「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。」(『建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)』の告示)国土交通省告示第184号 平成18年1月25日)

南砺市庁舎構造の概要

	福野	井波	城端	福光	平セ	上平セ	利賀セ	井口セ
構造	SRC造	SRC造	SRC造	SRC造	S造	RC造(一部S造)	SRC造	RC造
完成年	庁舎: 1965年 (車庫: 1999年)	1976年	1973年	庁舎: 1987年 (車庫: 1987年)	2004年	1980年竣工、2013年耐震工完了	1981年	1978年
階数	地上3階/地下1階	地上3階	地上3階	地上5階/地下1階	地上3階	地上3階	地上4階	地上3階
耐震性(Is値 ⁻¹)	0.75	0.82	0.78	新耐震基準に適合	新耐震基準に適合	0.76	0.75	0.62
震度6強の際の利用可能性	可能	可能	可能	可能	可能	可能	可能	可能
浸水可能性	なし	なし	なし	有り	なし	なし	なし	なし
想定浸水深	-	-	-	0.5m未満(別館及び車庫)	-	-	-	-
浸水継続時間	-	-	-	12時間未満	-	-	-	-

7 業務継続体制の向上

【点検・改善～運用・管理体制】

市BCP(風水害編)の適切な改善を通じて、確実に本市の防災能力向上を図るための事業継続管理は、全庁的な取組みによりその推進を図る必要があり、計画の運用・管理の組織と役割・責任を定め、実施することが必要である。



PDCAサイクル	実施事項
Plan [計画]	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年度方針の決定 ○ 事業継続計画、事業継続管理計画の策定・修正・更新 ○ 地域防災計画の整合性の確保 ○ その他BCMに必要な計画等の策定・修正・更新
Do [実行]	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前対策計画の実施 ○ 職員への教育・訓練の実施 ○ 職員への事業継続に関する情報共有とBCMの定着活動 ○ 新たな危機事象の発生など社会状況の変化の把握・対応 ○ 災害発生時の緊急対応
Check [検証・評価]	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育・訓練を通じた市BCP(震災編)の実効性の検証 ○ 事前対策計画の実施状況の評価
Act [改善]	<ul style="list-style-type: none"> ○ Check [検証・評価] 結果の市幹部職員への報告 ○ 市BCP(震災編)等の見直し・改善